

国内居住要件について

1. 国内居住要件の考え方

改正後の健康保険法第3条第7項に定める「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある方は、原則、国内居住要件を満たすものとされます。

このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

2. 国内居住要件の例外（海外に居住しているが被扶養者となる方）

日本国内に住所がないとしても、外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者等については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われます。

【国内居住要件の例外となる方】

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- ④ 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められるもの
- ⑤ ①から④までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

3. 必要な手続き

（1）国内居住要件を満たさず、被扶養者ではなくなる場合

「被扶養者（異動）届」に該当被扶養者の保険証を添付してご提出ください。

- ・ ⑳欄「扶養されなくなった日」は日本の住民票を削除した日をご記入ください。
- ・ 扶養されなくなった日から5日以内にご提出ください。
- ・ やむを得ない事情等で届出の提出が遅れた場合も、住民票を削除した日にさかのぼって被扶養者の資格削除となります。
- ・ 扶養されなくなった日から1か月以上経過した場合は遅延理由書をあわせてご提出ください。

※ 「被扶養者（異動）届」は従来と同じ様式です。

※ 万が一、誤って被扶養者でなくなった日以降保険証を使用された場合には、健保組合負担分の医療費等を被保険者ご本人に請求することになります。

(2) 国内居住要件の例外に該当することとなった場合

「国内居住要件の例外（該当・非該当）届」に必要書類を添付の上ご提出ください。

- ・ 「国内居住要件の例外に該当した日」は以下の日付をご記入ください。
 - ア. 被扶養者となった時点では国内居住要件を満たしていたが、その後国内居住要件の例外に該当することとなった場合
→日本の住民票を削除した日
 - イ. 被扶養者として申請する時点で国内居住要件の例外に該当する場合
→被扶養者（異動）届の「扶養されるようになった日」と同じ日
- ・ 被扶養者となった時点では国内居住要件を満たしていたが、その後国内居住要件の例外に該当することとなった場合、例外に該当した日以降すみやかにご提出ください。
- ・ 被扶養者として申請する時点で国内居住要件の例外に該当する場合、原則として、被扶養者（異動）届とあわせてご提出ください。
- ・ 必要な添付書類が用意できないなど、やむを得ない事情がある場合は、その事情が解消し次第すみやかにご提出ください。

<必要な添付書類>

（全員必須）

ビザの写し ※ ④に該当する方で、渡航の事実がない方は提出不要です。

（例外の理由により必要）

- ① 外国において留学をする学生
学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
- ④ 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められるもの
出生や婚姻等を証明する書類等の写し
- ⑤ ①から④までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの
個別実態に応じ判断することになりますので、健保組合にご相談ください。

以上

健康保険被扶養者 国内居住要件の例外（該当・非該当）届

被 保 険 者 欄	記号	番号	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	備考
	氏名 (フリガナ) (氏)	(名)	取得 年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	
			住所					

被 扶 養 者 欄	氏名 (フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	性別	1.男 2.女
			続柄	職業	収入 (年収)				円
	住所	1.同居 別居の場合記入 2.別居							
	国内居住要件の例外に該当した日			9.令和	年	月	日	例外の事由 (該当番号を記載)	
国内居住要件の例外に該当しなくなった日 (日本国内に住民票を有することとなった日)			9.令和	年	月	日			

被扶養者が以下いずれの要件に該当するか確認いただき、該当する番号を「例外の事由」欄に記載してください。

番号	要件	添付書類
①	外国において留学をする学生	【必須書類】 ビザの写し 【いずれかの書類の写し】 学生証、在学証明書、入学証明書等
②	外国に赴任する被保険者に同行する者 【具体例】家族帯同ビザが発行されるもの	【必須書類】 ビザの写し 【いずれかの書類の写し】 海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する 居住証明書等
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 【具体例】ワーキングホリデー制度を利用して渡航するもの、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限があるもの	【必須書類】 ビザの写し 【いずれかの書類の写し】 ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの 【具体例】海外赴任中に生まれた被保険者の子供、海外赴任中に現地で結婚した配偶者、海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 【具体例】留学等の理由で渡航する被扶養者の海外在住中に生まれた子供等	健保組合にお問い合わせください

※ 確認書類が外国語で作成されているときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

令和 年 月 日 提出

決 裁 日 付 印

受 付 日 付 印

事業所所在地	〒	-
事業所名称		
事業主氏名	(印)	
電話番号	()	